

別表十四（八）の記載の仕方

この明細書は、法人が法第63条第1項（リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度）に規定するリース譲渡について同条第2項の規定の適用を受ける場合又は令和2年改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額）（法第63条第2項の規定により令

和2年旧法第81条の3第1項に規定する個別益金額及び個別損金額を計算する場合に限り、）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。